

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは依存症対策全国センター（NCASA）のホームページをご覧ください。

依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>



GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

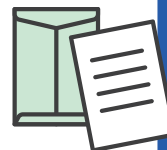
（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-6737-8665

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。



※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（株）日本信用情報機構（JICC）、（株）シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。

お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル **0570-051-051**

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル **0120-540-558**

TEL（携帯電話から） **03-3214-5020**



全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

家計のお悩み

してみませんか？
相談



肩代わり・借金・ローン・
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など

借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、
ヤミ金融には絶対に
手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国(財務局)・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化においては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php



ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることがあなたの情報を
与えることになります。

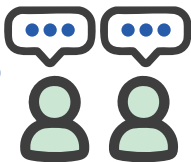


もし被害にあったしまったら一人で悩まず、
まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、

日本貸金業協会 都道府県庁の相談窓口
消費生活センター 警察

などにすぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について
掲載しています。

金融庁 多重債務



<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/>



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

中国財務局多重債務相談窓口

受付時間:月曜日から金曜日9:00~12:00、13:00~17:00
(年末年始及び祝日を除く)

082-221-9206

広島県消費生活センター(消費生活課)

受付日時 月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9時~17時

082-223-6111

消費者ホットライン

※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の
消費生活相談窓口をご案内します。

188

(公財)日本クレジットカウンセリング協会

平日10:00~12:00、14:00~16:40

0570-031640

法テラス・サポートダイヤル

平日9:00~21:00/土曜9:00~17:00

0570-078374

広島弁護士会 紙屋町法律相談センター(面談相談)

予約受付 毎日 9時30分~16時
相談 毎日 10時10分~16時25分
夜間(水のみ) 17時30分~19時30分
相談料 40分 6,600円(消費税込)
※法テラスの民事法律扶助による無料相談可

082-225-1600

広島司法書士会

082-221-5345

広島司法書士会総合相談センター

082-511-7196

事業者向け相談窓口

法テラス・サポートダイヤル

平日9:00~21:00/土曜9:00~17:00

0570-078374

広島司法書士会

082-221-5345

日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター

ひまわりほっとダイヤル
平日10:00~12:00、13:00~16:00
※電話で受付、面談による相談

0570-001-240

法テラスについて

法テラスは、国が設立した公的な法人です。全国の法テラス事務所では、収入や資産が一定基準以下であるなどの条件を満たした個人の方を対象に無料法律相談を実施しています。

市区町村の相談窓口

広島市	広島市消費生活センター(月・水・木・金・土)	082-225-3300
呉市	呉市消費生活センター(月~金)	0823-25-3218
竹原市	竹原市消費生活相談室(月~金)	0846-22-6965
三原市	三原市消費生活センター(月~金)	0848-67-6410
尾道市	尾道市消費生活センター(月~金)	0848-37-4848
福山市	福山市消費生活センター(月~金)	084-928-1188
府中市	府中市消費生活センター(月・火・木・金)	0847-44-9188
三次市	三次市消費生活センター(月~金) ※ただし、火曜日は相談員は不在	0824-62-6222
庄原市	庄原市消費生活センター(月~金)	0824-73-1228
大竹市	大竹市消費生活センター(火・金)	0827-57-3236
東広島市	東広島市消費生活センター(月~金)	082-421-7189
廿日市市	廿日市市消費生活センター(月~金)	0829-31-1841
安芸高田市	安芸高田市消費生活相談窓口(火)	0826-42-1143
江田島市	江田島市消費生活相談窓口(月~金)	0823-43-1843
府中町	府中町消費生活相談コーナー(月~金)	082-286-3128
海田町	海田町消費生活相談窓口(木)	082-823-9219
熊野町	熊野町消費生活相談窓口(月~金) ※ただし、相談員の勤務は月・水曜日のみ	082-820-5636
坂町	坂町消費生活相談窓口(木)	082-820-1535
安芸太田町	安芸太田町消費生活相談所(月~金)	0826-28-1961
北広島町	北広島町消費生活相談室(木)	0826-72-5571
大崎上島町	竹原市消費生活相談室(町相談日以外の月~金) 大崎上島町消費生活相談窓口(奇数月の第1金)	0846-22-6965 0846-65-3123
世羅町	世羅町生活安全相談窓口(月~金)	0847-22-1111(代)
神石高原町	神石高原町消費生活相談窓口(月~金)	0847-89-3088

司法書士について

司法書士は、破産申立書等の書類を作成し、この事務について相談に応じることができます。認定司法書士は、個別の債権ごとの価額が140万円以下であれば、代理人として任意整理等の交渉をすることができます。